

武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市立の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒が自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在し、授業の一部として、普段の学校生活（以下「ファーストスクール」という。）では体験し難い総合的な体験学習活動（以下「長期宿泊体験活動」という。）を実施し、自然を愛する心、課題解決能力、情報活用能力並びに人間関係形成、社会参画、自己実現に係る資質及び能力を育むことを目的とする。

(長期宿泊体験活動の区分)

第2条 長期宿泊体験活動の区分及び実施学年は、次のとおりとする。

- (1) プレセカンドスクール 小学校第4学年で実施するもの
- (2) 小学校セカンドスクール 小学校第5学年で実施するもの
- (3) 中学校セカンドスクール 中学校第1学年で実施するもの

(活動内容)

第3条 長期宿泊体験活動の活動内容は、小学校セカンドスクールを基準として、プレセカンドスクール及び中学校セカンドスクールの内容及び方法を、次に掲げる具体的な活動内容を参考に、系統性をもって、発展及び充実をさせるよう各学校が創意工夫して学習活動を計画し、実施するものとする。

- (1) 自然体験活動 主にプレセカンドスクールにあつては武蔵野市とは異なる自然の豊かさに触れる活動、小学校セカンドスクールにあつては自然と人との調和の大切さを体感する活動、中学校セカンドスクールにあつては生徒が挑戦したい自然体験活動を設定する。
- (2) よりよい人間関係の形成を育む活動 主にプレセカンドスクールにあつては集団生活の基礎を身に付ける活動、小学校セカンドスクールにあつては他者とのよりよい人間関係を築く活動、中学校セカンドスクールにあつては他者との協働による課題解決をする活動を設定する。
- (3) 当該学年にふさわしい特色ある活動 主にプレセカンドスクールにあつてはファーストスクール及び武蔵野市とは異なる場所での人々との出会いがある活動、小学校セカンドスクールにあつては長期にわたる民宿での分宿体験活動、中学校セカンドスクールにあつては持続可能な視点から産業等を学ぶ社会体験及び各教科等の学習に関連する活動を設定する。

2 授業時間の配当については、実施学年の各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び特別の教科である道徳とする。

- 3 校長は、長期宿泊体験活動の教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により届け出なければならない。

（実施場所）

- 第4条 校長は、長期宿泊体験活動の実施場所について、児童及び生徒にとって多様で魅力的な活動が可能であり、かつ、地域社会から協力が得られる場所を選定するものとし、委員会がこれを承認するものとする。

（指導者等）

- 第5条 長期宿泊体験活動の引率及び指導には、実施学年の学級担任があたるものとし、その他の教員も普段の学校の教育活動に支障のない範囲で引率及び指導を行うものとする。この場合において、引率及び指導にあたる教員は、実施期間中に交代することができるものとする。

- 2 教員の指導補助として学習指導員又は生活指導員を配置するものとする。

- 3 学習指導員は、教員の指示を受け、教材の作成、指導補助、指導記録の整理等にあたるものとする。

- 4 生活指導員は、宿舎内外における児童及び生徒の健康、安全等の生活にかかわる援助及び必要に応じた指導にあたるものとする。

- 5 長期宿泊体験活動には、各学校につき看護師等1人を同行させるものとし、児童及び生徒の健康管理にあたるものとする。

（費用）

- 第6条 児童及び生徒の保護者は、児童及び生徒に係る食費の額を考慮して武蔵野市教育委員会教育長が別に定める費用を負担するものとする。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、武蔵野市教育委員会教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱等の廃止）

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱（平成14年11月1日施行）

(2) 武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱（平成17年4月1日適用）